

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	地下水の水質の浄化に係る措置命令等	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第14条の3第1項又は第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	<p>1. 処分の要件 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2. 処分の内容 環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は地下への浸透があった時にこれらの設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)